

特定施設対象施設一覧(騒音・振動)

施設番号		[凡例]◎…都市計画用途地域(工業専用地域除く) ○…都市計画用途外地域 ●…都市計画用途地域及び都市計画用途外地域		法		条例		原動機等の定格出力	規模・能力等
騒音 規制法	振動 規制法	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動		
1(イ)		4-1(一)	5-11(一)	◎		○	○	合計が22.5kw以上	
1(ロ)		4-1(二)	5-11(二)	◎		○	○		
1(ハ)		4-1(三)	5-11(三)	◎		○	○	ロール式で3.75kw以上	
1(ニ)		4-1(四)	5-1(一)	◎	◎	○	○		矯正プレス除く
1(ホ)	1(イ)	4-1(五)	5-1(二)	◎	◎	○	○		(騒音)呼び加圧能力が294キロ ニュートン以上
1(ヘ)	1(ロ)	4-1(六)	5-1(三)	◎	◎	○	○	(騒音)3.75kw以上 (振動)1kw以上	
1(ト)	1(ハ)	4-1(七)	5-1(三)	◎	◎	○	○		
1(チ)	1(ニ)	4-1(八)	5-1(四)	◎	◎	○	○		
1(リ)	1(ホ)	4-1(九)	5-1(五)	◎	◎	○	○	(振動)37.5kw以上	
1(ヌ)		4-1(十)		◎		○			タンブラスト以外で密閉式のものを除く
1(ル)		4-1(十一)		◎		○			といしを用いるものに限る
2		4-2		◎		○			
2	2	4-2	5-2	◎	◎	○	○	7.5kw以上	
2		4-2		◎		○			
3		4-3		◎		○	○		
3	3	4-3	5-3	◎	◎	○	○	7.5kw以上	
4		4-4		◎		○	○		
4	4	4-4	5-4	◎	◎	○	○	原動機を用いるものに限る	
5(イ)		4-5(一)		◎		○			気ほうコンクリートプラントを除き混練 機の混練容量が0.45㎡以上
5(ロ)		4-5(二)		◎		○			混練機の混練重量が200kg以上 のものに限る
	5		5-5(一)		◎		○	合計が2.95kw以上	
	5		5-5(二)		◎		○	合計が10kw以上	
					◎		○	合計が10kw以上	
6		4-6		◎		○		ロール式で7.5kw以上	
7(イ)		4-7(一)		◎		○	○		
7(ロ)	6(イ)	4-7(二)	5-6(一)	◎	◎	○	○		
7(ハ)	6(ロ)	4-7(三)	5-6(二)	◎	◎	○	○	(騒音)2.25kw以上 (振動)2.2kw以上	
7(ニ)		4-7(四)		◎		○		15kw以上(製材用) 2.25kw以上(木工用)	
7(ホ)		4-7(五)		◎		○		15kw以上(製材用) 2.25kw以上(木工用)	
7(ヘ)		4-7(六)		◎		○		2.25kw以上	
8		4-8		◎		○			
9		4-9		◎	◎	○	○	(騒音)原動機を用いるものに限る (振動)2.2kw以上	
	7		5-7		◎			30kw以上	カレンダーロール機除く
	8		5-8		◎				
10		4-10		◎	◎	○	○		
	9		5-9		◎				
11		4-11		◎	◎	○	○		
	10		5-10		◎				ジョルト式のものに限る
		4-12	5-12			●	●	(騒音)3.75kw以上 (振動)10kw以上	専ら災害その他非常の事態が発生 した場合に使用するものを除く
		4-12				●		(騒音)3.75kw以上	
		4-13				●		電動機0.75kw以上	
		4-13	5-13				●	7.5kw以上	
		4-14				●			燃焼能力が重油換算で15L/時以上
		4-15(一)				●			
		4-15(二)				●			
		4-15(三)				●			
		4-16		※1		●			
		4-17(一)				●			
		4-17(二)				●			
		4-17(三)				●			
		4-17(四)				●		電動機2.25kw以上	
		4-17(五)				●		電動機1.5kw以上	
		4-18(一)				●			
		4-18(二)				●			
		4-18(三)				●			

※1 旧石巻市(河南町須江、須江一部)については平成7年10月の公害防止条例の改正により法に該当する施設の届出のあった場合については条例に該当する施設の届出(空気圧縮機等、法の届出に該当するものを設置している場合がクーリングタワー等の条例の届出に該当するもの)は不要です。なお、法での届出をしていない場合(クーリングタワー等条例規制にのみ該当する届出)は条例の届出が必要です。